

専利師法

2015年7月1日改正

第一章 総則

第1条 専利出願人の権益を保護し、専利業務に従事する専門員の管理を強化するため、専利師制度を構築し、本法を制定する。

第2条 本法の主務機関は経済部とする。
専利師の管理業務は、経済部が指定する主務官庁が処理する。

第3条 台湾の国民は、専利師試験に合格し、並びに本法により専利師証書を受領した場合、専利師になることができる。
外国人は台湾の法律により専利師試験を受けることができ、その試験に合格し、本法により専利師証書を受領した場合、専利師になることができる。

第4条 以下の一つに該当する場合、専利師になることはできず、すでに専利師である場合、その専利師証書を取消し又は廃止する。

1. 業務上犯罪行為に関り、台湾の裁判所又は外国の裁判所から1年の有期懲役以上の刑の確定裁判を受けた場合。但し、執行猶予の宣告を受けた又は過失による犯罪の場合、これに限らない。
2. 本法で定められている除名処分を受けた場合。
3. 専門職業及び技術人員試験法の規定により、試験合格資格が取消しされた場合。
4. 監護又は補助を受ける宣告がされ、まだ取消しされていない場合。
5. 破産宣告を受け、まだ復権していない場合。
6. 精神疾病又は心身状態の異常を患い、主務官庁から委託された関連の専門医が業務執行不能と認定した場合。

前項第4号～第6号の規定により、専利師証書を取消し又は廃止された場合、原因の消滅後において、本法の規定により依然として専利師証書の受領を申請することができる。

第5条 専利師試験の合格者で就業前訓練の合格者は、証書費及び以下の書類を添付して主務官庁へ専利師証書の発行を申請することができる。

1. 申請書。
2. 専利師試験の合格証書又はその他証明書類。
3. 身分証明書類。
4. 就業前訓練の合格証明書類。

専利師は遺失、滅失又は毀損により専利師証書の再発行又は変更発行を申請する場合、証書費と前項第 1 号及び第 3 号の書類を添付しなければならない。

第 1 項の就業前訓練の訓練期間、実施方法、中退、停止、再訓練及びその他の関連事項の実施については、主務官庁がこれを定める。

第二章 就業及び責任

第6条 専利師は専利師公会に加入して初めて業務を執行することができる。

第7条 専利師の就業形態は以下の一つとする。:

1. 事務所設立。
2. 専利業務に従事する事務所に勤務。
3. 法により設立された又は登記された社団法人又は財団法人に勤務。

専利師が前項第 3 号の法人に勤務する場合、専任であることに限られ、その任職法人以外の者のために第 9 条各号に挙げられた業務を行ってはならない。

第8条 専利主務官庁は専利師データベースを構築し以下の事項を記載しなければならない。

1. 氏名、性別、生年月日、住所、身分証明書番号。
2. 学歴及び経歴。
3. 就業場所及び住所。
4. 専利師証書番号。
5. 専利師公会への加入日。
6. 懲戒又は処罰の種類、期日及び事由。

専利師公会は、専利主務官庁によるデータベース構築のため、前項の専利師の資料を提供しなければならない。

専利師は第 1 項第 1 号及び第 3 号に規定された記載事項に変更がある時、事実の発生した日から 30 日以内に専利主務官庁に申告しなければならない。

第 1 項の事項は、第 1 号の生年月日、住所及び身分証明書番号を除き、専利主務官庁は公共の利益の増進という目的に基づき、適宜対外的に公開することができる。

第9条 専利師が受託できる業務は以下のとおり。

1. 専利の出願。
2. 専利の無効審判事項。
3. 専利権の譲渡、信託、質権の設定、許諾及び強制実施権。

4. 専利の訴願、行政訴訟。
5. 専利侵害鑑定。
6. 専利コンサルティング。
7. その他専利法令規定による専利業務。

第10条 専利師は以下の案件については、その業務を執行してはならない。

1. 本人又は同一事務所の専利師が、かつて委任者の相手方から同一案件の委任を受けたことがある場合。
2. かつて行政機関又は裁判所の任職期間に処理したことがある案件。
3. かつて行政機関又は裁判所から委託を受けたことがある案件。

第11条 専利師は受託後、受託した事務を忠実に執行しなければならない。怠惰又はミスにより委任者が損害を被った場合、賠償責任を負わなければならない。

第12条 専利師は以下の行為をしてはならない。

1. 専利主務機関又は委託者を騙す又は欺瞞する。
2. 不当な方法で業務を召致する。
3. 委託者から受託した案件内容を漏洩又は盗用する。
4. 自己又は他人の名義で、誇大又は脅迫広告を掲載する。
5. 他人が自己の名義を借りて業務を執行することを許可する。

第12条の1 専利師は引き続き在職研修に参加し2年ごとに専利主務官庁へ在職研修の修了証明書類を提出しなければならない。

前項の在職研修の実施方法、最低研修時数、費用、規定違反の処理手続き及びその他の関連事項については、主務機関が専利師公会と相談の上これを定める。

第13条 専利師証書を受領していない場合、専利師の名称を使用してはならない。

第14条 外国人が本法により専利師証書を受領し、台湾において専利師業務を執行する際には、主務官庁の許可を受け、並びに台湾の一切の法令及び専利師公会の規定を遵守しなければならない。

第15条 外国人が台湾で専利師業務を執行し、関連機関に陳述する際には、台湾の言語を使用しなければならない。陳述書類は台湾の文字を主としなければならない。

第三章 公会

第16条 専利主務機関に登録された専利師が15人になれば、専利師公会を組織しなければならない。

専利師公会は会員資格を有する者の入会を拒絶してはならない。

第17条 専利師公会は台湾の行政区域をその組織区域とし、並びに中央政府の所在地にこれを設置する。

専利師公会は、1つに限る。

第18条 専利師公会には理事、監事を設置し、いずれも会員大会によりこれを選挙し、それぞれ理事会、監事会を設立する。

専利師公会の理事は 35 人を超えてはならない。監事の定員数は理事の定員数の三分の一を超えてはならない。理事候補、監事候補の定員数は理事、監事の定員数の三分の一を超えてはならない。

第19条 理事、監事の任期はいずれも 3 年とし、それが連続選出で連任する場合、連任者数は二分の一を超えてはならず、理事長の連任は 1 回限りとする。

第20条 専利師公会は毎年会員大会を 1 回開催し、必要に応じて臨時大会を開催することができる。会員の五分之一以上の請求がある場合、臨時大会を開催しなければならない。

第21条 専利師公会は規則を制定し、民間団体主務官庁に立案許可を報告・申請し、主務官庁に事前審査を申告しなければならない。規定の変更時においても同じとする。

第22条 専利師公会の規則には、以下の事項を明記しなければならない。

1. 名称及び公会の住所。
2. 主旨、組織及び任務。
3. 会員の入会及び退会。
4. 会員の権利及び義務。
5. 理事、監事、理事候補、監事候補の定員数、任期、権限及びその選出、解任。
6. 会員大会、理事会及び監事会会議の規定。
7. 会員が遵守すべき専門倫理規範。
8. 専利師紀律委員会の組織及び風紀維持の方法。
9. 会費、経費及び会計。
10. 規則改訂の手続き。
11. その他法令により明記すべき又は公会事務に必要な事項。

第23条 専利師公会は以下の各号の事項について、民間団体主務官庁及び主務官庁に報告しなければならない。

1. 会員名簿及び会員の入会、退会。
2. 理監事の選出状況及び当選者の氏名。
3. 会員大会、理事会及び監事会の会議での決議事項。

第24条 専利師公会の決議又はその他行為について、法令又は当該公会の規定に違反する場合、民間団体主務官庁は以下の処分を下すことができる。

1. 警告。
2. その決議の取消し。
3. その理事、監事の罷免。
4. 期限を設けて整理。

前項第 1 号、第 2 号の処分は、主務官庁もこれを行うことができる。

第四章 懲罰処分

第25条 専利師で以下の事情の一つに該当する場合、懲戒処分となる：

1. 第 7 条、第 10 条又は第 12 条の規定に違反した。
2. 業務上犯罪行為に関わり、裁判で確定判決した場合。
3. 専利師公会の規則に背き、重大である場合。

前項の懲戒権は、3 年を経過すると消滅する。

前項の期間は、第 1 項の状況が終了した時から起算する。ただし、行為の結果が後から発生する場合、当該結果の発生時から起算する。

第 1 項の懲戒が訴願、行政訴訟又はその他の救済手続きを経て取消しされ、別の決議としなければならない場合、第 2 項の期間は、原処分の取消しが確定した日から起算する。

懲戒権の時効は、天災、事変又は法律規定により開始できない又は処理決定を進めることができない時、その進行を停止する。

前項の時効の停止は、停止原因が消滅した翌日から起算し、停止前に既に経過した期間も併せて計算する。

第26条 専利師を懲戒処分とする場合、委任者、利害関係者、専利主務官庁又は専利師公会は事実を列挙し、証拠を提出して専利師懲戒委員会に処理を要請することができる。

第27条 専利師の懲戒処分は以下の通りである：

1. 警告。
2. 戒告。
3. 2 ヶ月以上 2 年以下の業務執行停止。
4. 除名。

専利師は警告処分 3 回で懲戒処分 1 回と見なし、戒告処分 3 回で業務執行停止処分としなければならない。業務執行停止処分を受けて満 3 年で除名しなければならない。

専利師懲戒委員会が懲戒事件を処理する際、懲戒人に 20 日以内に答弁書を提出又は委員会に赴いて陳述するよう通知しなければならない。期限が過ぎても答弁書を提出しなかった又は委員会に赴いて陳述しなかった場

合、現有の資料に基づいて直接決議を行うことができる。

第28条 専利師懲戒委員会が懲戒事件を処理する際、懲戒人に 20 日以内に答弁書を提出又は委員会に赴いて陳述するよう通知しなければならない。期限が過ぎても答弁書を提出しなかった又は委員会に赴いて陳述しなかった場合、現有の資料に基づいて直接決議を行うことができる。

第29条 専利師懲戒委員会が懲戒事件の処理において犯罪の疑いがあると認めた場合、直ちに司法機関に移送して処理しなければならない。

第30条 専利師の懲戒処分が確定した後、専利師懲戒委員会はその決議書を専利師公報に掲載し、並びに専利師公会に通知しなければならない。

第31条 主務官庁は専利師懲戒委員会を設立し、専利師の懲戒事件を処理しなければならない。その組織、審議手続及びその他の遵守すべき事項の弁法は、主務官庁がこれを定める。

第32条 専利師証書を取得していない又は専利師証書が取消し又は廃止され、法による業務執行を除き、営利目的で第 9 条第 1 号から第 4 号の業務を受託し又は専利師を雇用して行った場合、3 年以下の有期懲役、拘留又は 40 万台湾元以上 200 万台湾元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

専利師証書を取得しておらず、又は専利師証書が取消し又は廃止され、対外的に広告を掲載し、第 9 条第 1 号から第 4 号の業務を招致した場合、期限付きでその行為の停止を命じられ、期日までにその行為を停止しなかった、又は停止後再度違反行為を行った場合、専利主務官庁は 10 万台湾元以上 50 万台湾元以下の罰金に処し、期限付きでその行為の停止を命じる。期限までにその行為を停止しなかった又は停止後再度違反行為を行った場合、1 年以下の有期懲役、拘留又は 10 万台湾元以上 50 万台湾元以下の罰金に処し、これを併科する。

第 32 条の 1 専利師はその専利師の証明又は事務所の標識を、専利師証書を取得していない者が第 9 条の業務を行うことに提供した場合、2 年以下の有期懲役、拘留又は 20 万台湾元以上 100 万台湾元以下の罰金に処し、これを併科する。

第33条 専利師公会に加入していない又は業務執行停止処分を受けた専利師が、第 9 条第 1 号から第 4 号の業務を受託した場合、専利主務官庁は 6 万台湾元以上 30 万台湾元以下の罰金に処し、並びに期限を設けてその行為の改正又は停止を命ずる。期限が過ぎてもその行為を改正又は停止しなかった場合、引き続き期限を設けてその行為の改正又は停止を命じ、並びに改正又は停止されるまでその度ごとに処罰することができる。

第 13 条に違反し、専利師証書を取得していないにも関わらず専利師の名称を使用した場合、専利主務官庁は 3 万台湾元以上 15 万台湾元以下の罰金に処し、並びに期限を設けてその行為を停止するよう命ずる。期限が過ぎてもその行為を停止しない場合、行為が停止されるまでその度ごとに処罰することができる。

前項の規定は、専利師証書が取消し又は廃止され、専利師の名称を使用した場合も同様とする。

第 33 条の 1 専利師が在職研修において第 12 条の 1 第 1 項の規定に違反した場合、専利主務官庁は 6 ヶ月以内に改善するよう通知しなければならない。期限が過ぎても改善しなかった場合、専利主務官庁は 6 万台湾元以上 30 万台湾元以下の罰金を処することができる。

第 34 条 専利師協会が第 16 条第 2 項の規定に違反した場合、民間団体の主務官庁は 1 万台湾元以上 5 万台湾元以下の罰金に処する。

第五章 付則

第 35 条 (削除)

第 36 条 本法施行前に専利代理人証書を受領した者は、本法施行後、引き続き第 9 条に定める業務に従事することができる。

第 5 条第 2 項、第 7 条、第 8 条及び第 11 条は専利代理人にもこれを準用する。

第 37 条 以下の各号の状況のうちの 1 つを有する場合、専利代理人になることができない。既に専利代理人である場合、その専利代理人証書を取消し又は廃止する。

1. 業務上犯罪行為に関わり、1 年の有期懲役以上の刑の確定裁判を受けた場合。但し、執行猶予の宣告を受けた又は過失による犯罪の場合、この限りではない。
2. 監護又は補助を受ける宣告がされ、まだ取消しされていない場合。
3. 破産宣告を受け、まだ復権していない場合。
4. 精神疾病又は心身状態の異常を患い、主務官庁から委託された関連の専門医が業務執行不能と認定した場合。
5. 受領した専利代理人証書の資格が法により取消し又は廃止された場合。

第 37 条の 1 専利代理人証書を受領していない、又は専利代理人証書が取消し又は廃止され、法による業務執行を除き、営利目的で第 9 条第 1 号か

ら第4号の業務を受託して又は専利代理人を雇用して行った場合、3年以下の有期懲役、拘留又は40万台湾元以上200万台湾元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

専利代理人証書を取得していない、又は専利代理人証書が取消し又は廃止されたにも関わらず、第9条第1号から第4号の業務について対外的に広告を掲載し、招致した場合、期限を設けてその行為の停止を命じられ、期限を過ぎてもその行為を停止しなかった又は停止後再度違反行為を行った場合、専利主務官庁は10万台湾元以上50万台湾元以下の罰金に処し、並びに期限を設けてその行為の停止を命じる。期限までにその行為を停止しなかった又は停止後再度違法行為を行った場合、1年以下の有期懲役、拘留又は10万台湾元以上50万台湾元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第37条の2 専利代理人がその専利代理人の証書又は事務所の標識を、専利代理人証書を取得していない者が第9条の業務を執行することに提供した場合、2年以下の有期懲役、拘留又は20万台湾元以上100万台湾元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第37条の3 業務執行停止処分を受けた専利代理人が、第9条第1号から第4号の業務を受託した場合、専利主務官庁は6万台湾元以上30万台湾元以下の罰金に処し、並びに期限を設けてその行為の改善又は停止を命ずる。期限までにその行為を改善又は停止しない場合、引き続き期限を設けてその行為の改善又は停止を命じ、並びに改善又は停止されるまでその度ごとに処罰することができる。

専利代理人証書を取得していないにも拘らず専利代理人の名称を使用した場合、専利主務官庁は3万台湾元以上15万台湾元以下の罰金に処し、並びに期限を設けてその行為の停止を命ずる。期限までにその行為を停止しない場合、停止するまでその度ごとに処罰する。

前項の規定は、専利代理人証書が取消し又は廃止されたにも係わらず専利代理人名称を使用した場合も同様とする。

第37条の4 専利代理人は在職研修に引き続き参加し、2年ごとに専利主務官庁へ在職研修が完了した証明書類を提出しなければならない。

前項の在職研修は、第12条の1の第2項の主務官庁が定める関連事項に適用する。

専利代理人が在職研修において第1項の規定に違反した場合、専利主務官庁は6ヶ月以内に改善するよう通知しなければならない。期限が過ぎても改善しなかった場合、専利主務官庁は6万台湾元以上30万台湾元以下の罰金を処する。

第38条 専利代理人は以下の案件について、その業務を執行してはならない：

1. 本人又は同一事務所の専利師又は専利代理人が、かつて委任者の相手方から同一事例の委任を受けたことがある場合。
2. かつて行政機関又は裁判所での任職期間に処理したことがある 案件。
3. かつて行政機関又は裁判所から委託を受けたことがある案件。

専利代理人は以下の行為をしてはならない：

1. 専利主務官庁又は委任者を騙す又は欺瞞する。
2. 不当な方法で業務を召致する。
3. 委任者から委任した案件内容を漏洩又は盗用する。
4. 自分又は他人の名義で、誇大又は脅迫広告を掲載する。
5. 他人が自己の名義を借りて業務を執行することを許可する。

第39条 専利代理人は前条に違反し、第36条第2項に準用する第7条の規定又は業務上における犯罪に関する行為が裁判で確定した場合、専利主務官庁はその違反状況により、警告、戒告、2ヶ月以上2年以下の業務執行停止又は専利代理人証書の廃止処分とすることができる。

専利代理人は警告処分3回で戒告処分1回と見なし、戒告処分3回で業務停止処分となる。業務停止処分を受けて満3年でその専利代理人証書は廃止となる。

第40条 本法は公布して6ヶ月後に施行する。

本法の改正条文について、2009年5月5日に改正され2009年11月23日に施行されたものを除き、公布後6ヶ月に施行する。